

議案第 2 4 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年 3 月 4 日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。